

平成28年度
障がい者と家族が障がい者と家族を応援する事業
活動報告書



特定非営利活動法人おかやまUFE

目次

1. 「よるカフェうてんて」の取組み	3
2. 全国連携者との会議	10
3. 講演会の開催	17
4. シェルターの運営	18
5. 理事長より	19



1. 「よるカフェうてんて」の取組み

今年度、独立行政法人福祉医療機構の助成を受け、空き家を活用して、「よるカフェうてんて」というカフェの運営を始めました。このカフェは、土日祝の夕方6時から夜の9時までの営業というちょっと不思議な時間帯のみ営業しています。

なぜ、土日祝の夕方から夜にかけてのみの営業をしているかというと、精神に障がいがある人は、医療機関や福祉の事業者がお休みになることが多い土日祝の夕方から夜にかけて不安定になる傾向が見られるからです。不安を解消してもらおうという、居場所提供の意図があります。

土日祝の「夜」にふらっと「寄る」。この「夜」と「寄る」をかけて「よるカフェうてんて」と名付けました。「うてんて」はイタリア語の「*utenti*」から来ていて、当事者という意味があります。カフェのマスターのN. R. さん（男性）とN. N. さん（女性）、O. H. さん（女性）も、当事者の方です。

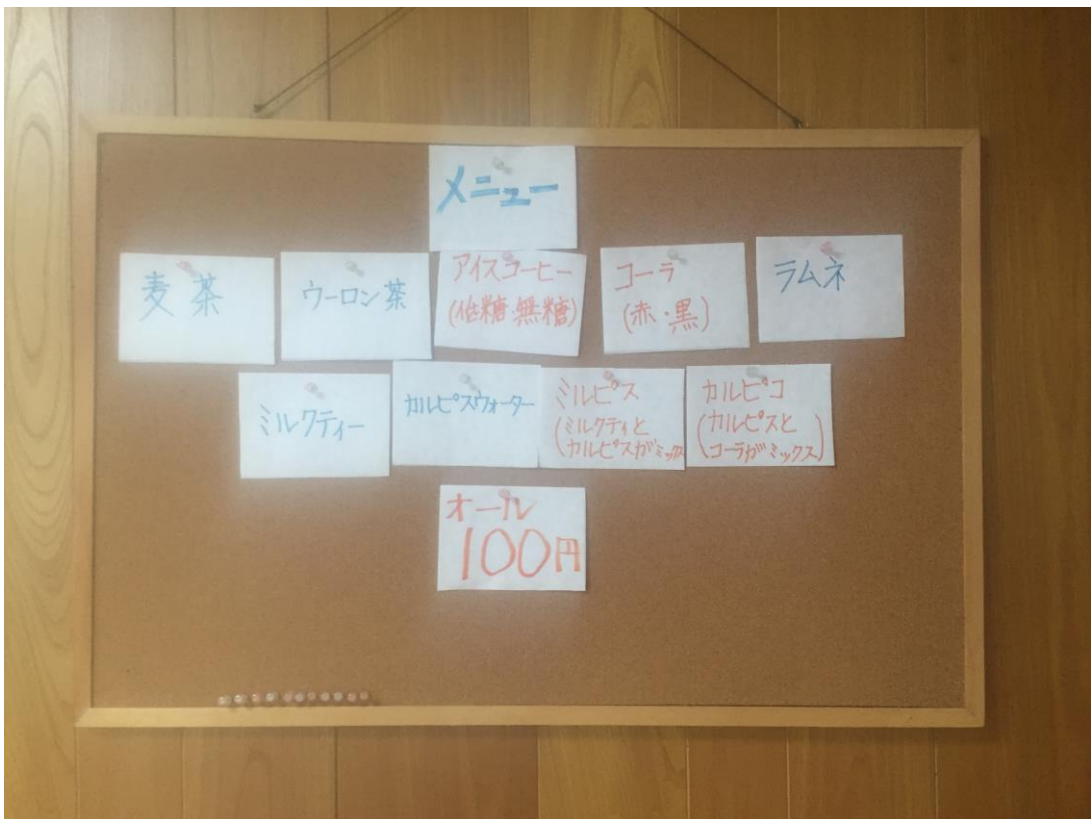
カフェは7月の31日にオープンしました。マスターに加えて理事が持ち回りで1人入るといった形で営業をスタートしました。



（「よるカフェうてんて」の外観）



(カフェ内部の様子)

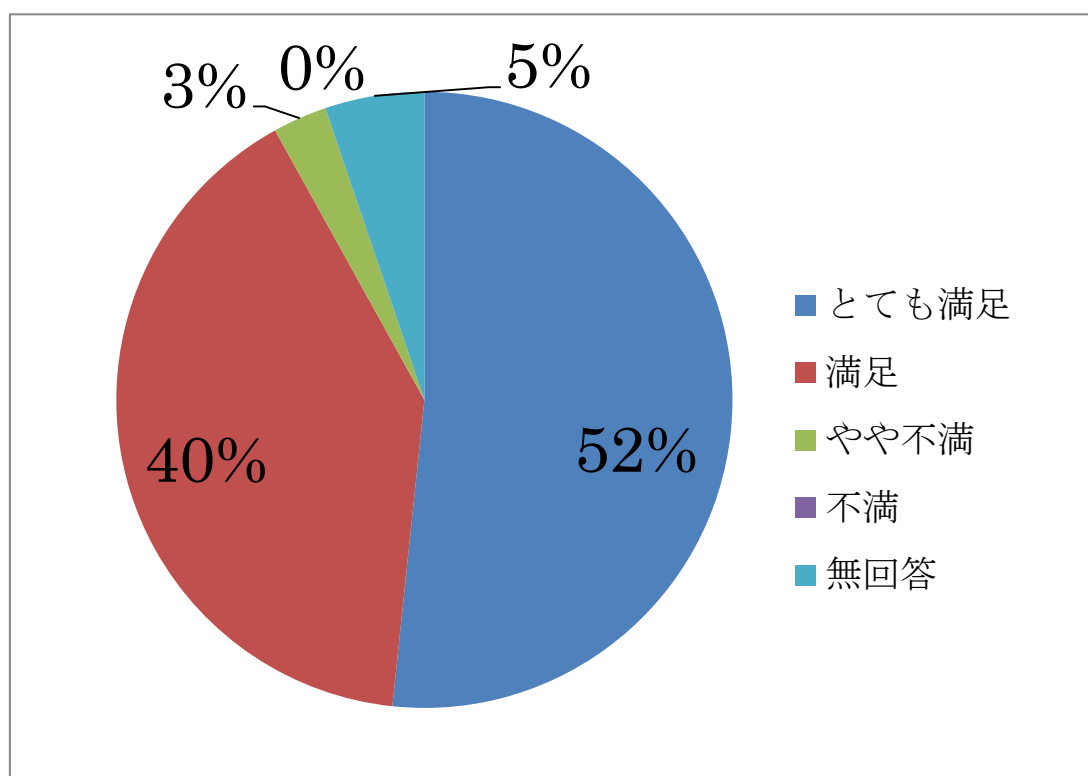


(マスター手作りのメニュー)

カフェは土日祝の夜のみの営業で、ドリンクはすべて100円（税込）で提供しています。

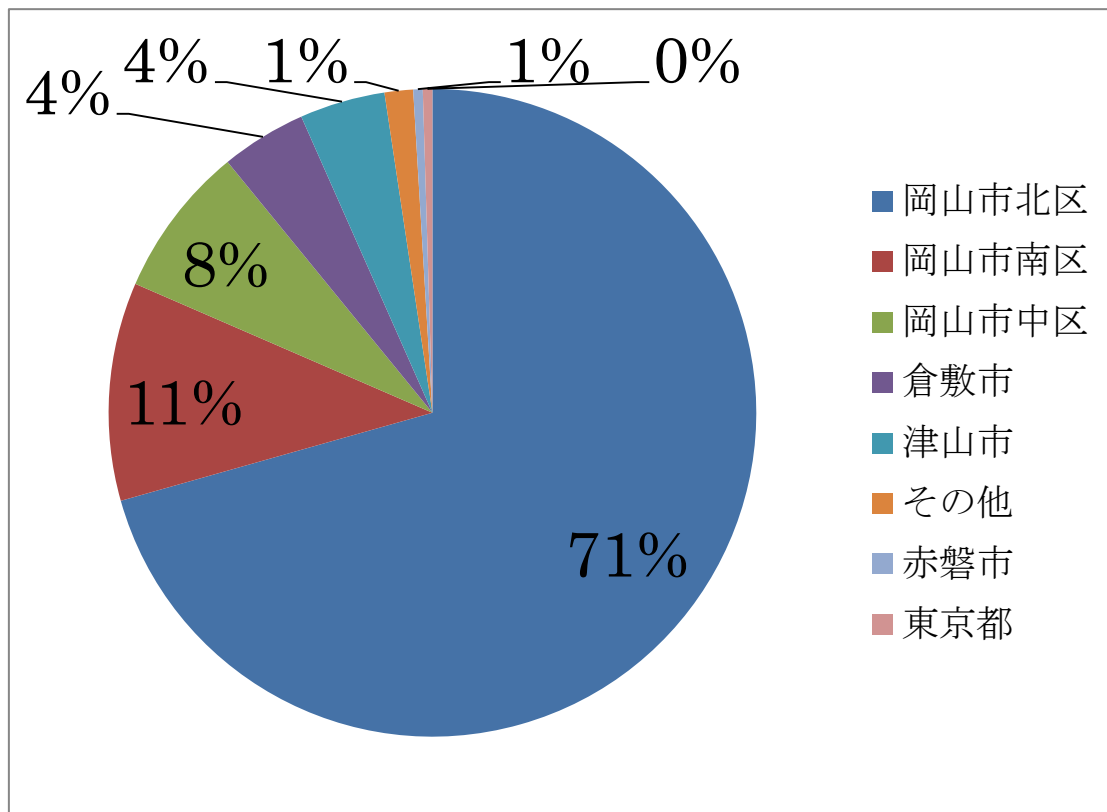
カフェにいらっしゃったお客様には、アンケートにご協力いただきました。そのアンケート結果はこのようになりました。

【グラフ1. 利用満足度調査結果】



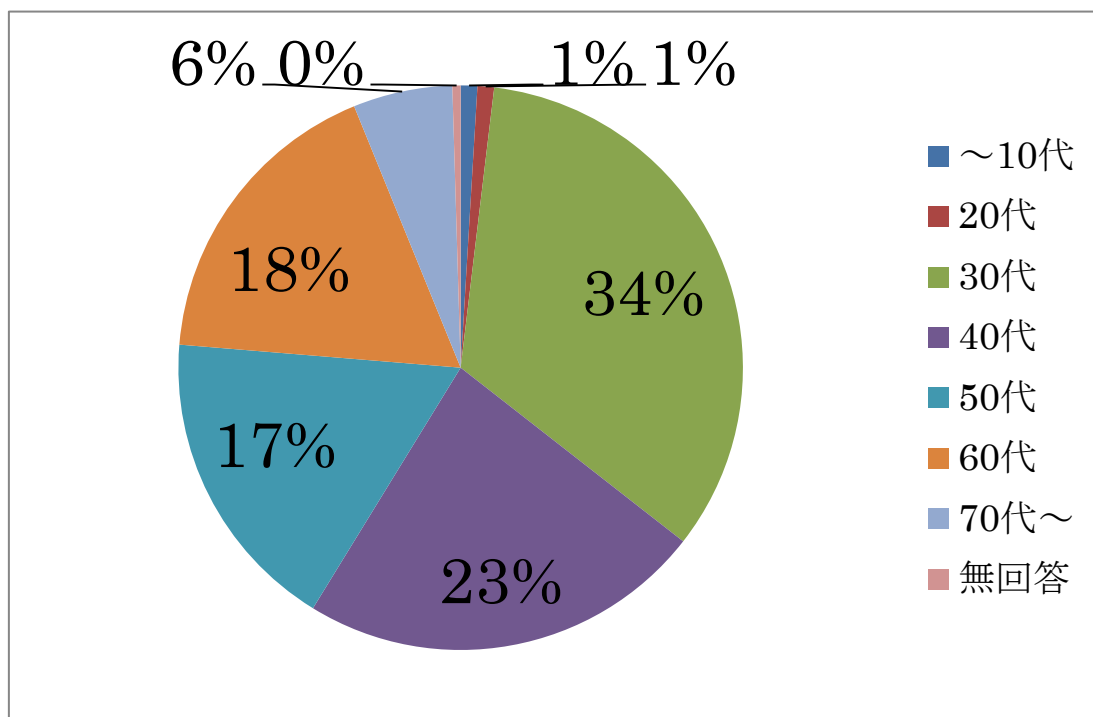
「とても満足」「満足」が合わせて92%を占めましたが、一方で「やや不満」が3%ありました。

【グラフ2. 住所別来店者調査結果】



カフェの場所が岡山市北区にあるため、やはり、岡山市内、特に北区からのお客様が多かったようです。

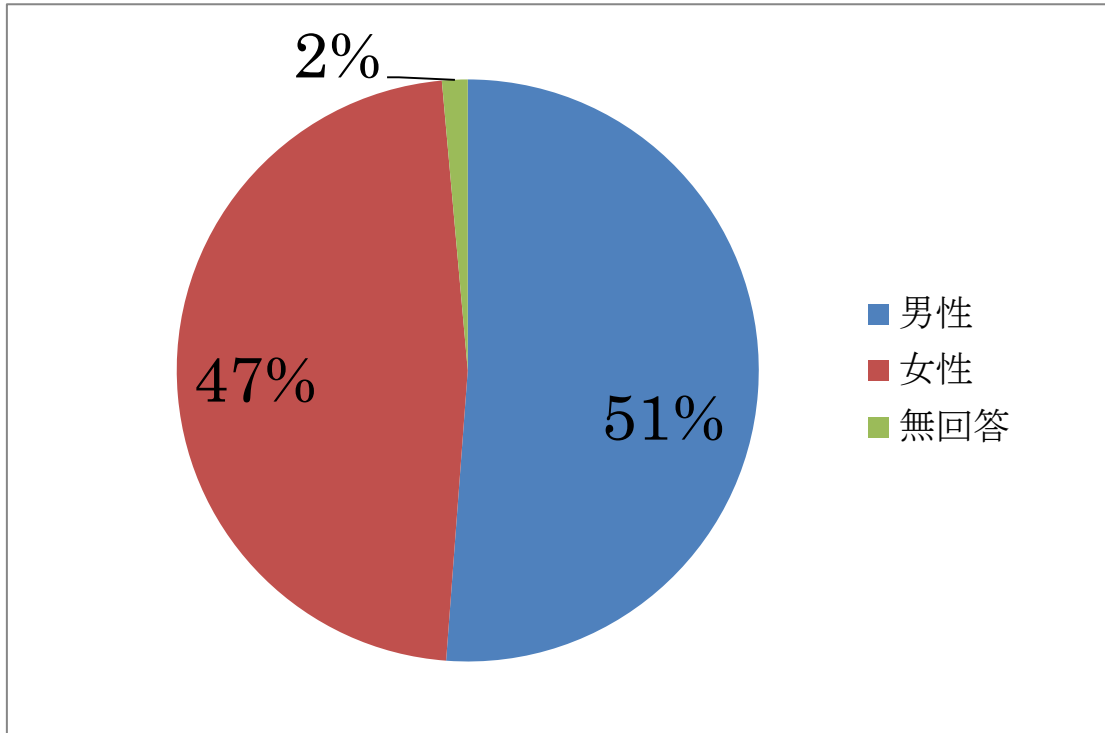
【グラフ3. 年代別来店者調査結果】



30代の利用者が一番多く（34%）、40代（23%）、60代（18%）、50代（17%）という順になりました。

10代以下、20代の利用がほとんどありませんでした。（共に1%）

【グラフ4. 性別来店者調査結果】



男性の方がわずかに多いものの、男女差はほぼ見られませんでした。

アンケートは任意で書いてもらったものですので、すべてを反映している訳ではありませんが、ある程度の傾向はつかむことができました。

まず、10代・20代の若い世代の利用が極めて少ないことが挙げられます。広告宣伝のチラシを作成して配布しましたが、利用者が伸び悩みました。

11月9日に独立行政法人福祉医療機構の職員さん2名がカフェの視察にされました。その時に機構の職員さんより「初年度は売上げより周知に力を入れてほしい」とアドバイスいただきました。

その後も周知に力を入れましたが、来店者は伸び悩み、知名度を上げること

の困難さが分かりました。

10月30日にカフェを訪れたある利用者さんが、カフェが開いていなかったためにカフェを利用できず、大量服薬してしまったという事が発生しました。この反省から、平成29年度は土日祝の午後もカフェをオープンさせようと考えています。

10月頃に、カフェのマスターより、「何かイベント的なものがしたい」との提案がありました。理事会で話し合った結果、12月23日にカフェで餅つき大会を開催しました。



(餅つき大会の様子)

餅つき大会は、当事者や家族や支援者だけではなく、近所の方や町内の方にもご協力していただきました。

作ったお餅はその場で食べたり、持って帰ってもらったりしたほか、元旦のお雑煮の炊き出しに提供したりしました。

カフェでは個別相談を1回30分500円で受けることにしていましたが、カフェ自体の認知度がなかなか高まらず、個別相談も平成29年1月末時点で、5件の利用にとどまりました。

その中で、「障害年金の相談」には、社会保険労務士の資格を持った理事が対応しました。その他、弁護士や社会福祉士、宅建士などの資格を持った理事がそれぞれ対応する形になりました。

当初の予定では、マスターが個別相談を受けられるようにしていきかけたのですが、平成29年1月末時点では、当法人の理事が相談に対応してきました。来年度にはマスターが個別相談を受けられるようになればよいと考えています。

ところで、カフェをオープンするにあたって、飲食業の許可取得と損害保険に加入する必要性がありました。飲食業の許可申請は、ある行政書士の先生が格安で引き受けてくれました。

損害保険は、岡山市の「岡山市市民活動保険」を利用させてもらうことにしました。この保険は、市が無料でかけてくれていて、事前登録の必要がなく、事故等が発生した場合に事後に申請すれば保険が下りるといふ、とてもありがたい保険です。事前に岡山市に確認したところ、カフェではドリンクの料金をいただきますが、「ドリンクすべて100円の『サロンのカフェ』であり、保険の対象となると思われる」との回答をもらっています。幸いなことに、平成29年1月末時点で、この保険を利用することはありませんでした。

来年度はカフェの知名度を上げて、もっともっと安心してくつろいでもらえる空間づくりをしたいと考えています。

なお、平成29年1月19日の読売新聞の医療ルネサンスに「よるカフェうてんて」のことが書かれています。興味のある方は下記 URL へアクセスどうぞ。

<https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20170119-0YTET50002/>

2. 全国連携者との会議

当法人の名称にある「U F E」ですが、U F Eとは、精神保健福祉に専門家として参加する当事者やその家族のことです。

イタリア語で、

U t e n t i (当事者)

F a m i l i a r i (家族)

E s p e r t i (専門家の、エキスパートの)

という言葉の頭文字を取っています。

イタリアでは、1978年、180号法（いわゆるバザーリア法）という法律により、精神病院が廃止されました。北部のトレント市では、精神疾患の当事者やその家族が専門家となって、医療・福祉・居住・就労などの支援をする「f a r e a s s i e m e（いっしょにやろう・みんなでやろう）」という運動があります。

日本でも、ピアサポート活動、家族会活動がこれまでなかったわけではありませんが、当事者や家族が「専門家」として支援に参加するという取組みはあまりありませんでした。

イタリアの地方都市トレントで始まったf a r e a s s i e m e（いっしょにやろう）の活動と、そこから生まれたU F Eの取組みを、日本でも地方都市の岡山から広げていきたいと考えています。

11月19日に、東京において「イタリアからの風を帆に受けてこれかを考える」と題し、全国連携者との会議を開催しました。参加者数は16名でした。

『みんなで一緒にやろう』という考えは今一番大切なことだと思う。精神障害を理解してもらうために、家族会と社会福祉法人が共同で商店街のシャッタードアを開けてオープンカフェを昼間に実施している。」という紹介がありました。

カフェは、小学生やサラリーマンなど多様な人が利用してくれていて、当事者同士のみでの付き合いにならない点が良いようです。また、「広報がとても重要。社協や町内会の回覧板に入れてもらう、保健所、行政あちこちにチラシを持って行って広報を行っている。朝日新聞社と東京新聞社は無料でチラシを入れてくれる。」と教えてくださいました。

おかやまUFEの「よるカフェうてんて」もチラシを配布してはいるものの、特に若い世代の利用者が伸び悩みました。特に若い世代へのアプローチが必要であると考えています。

「UFEを含め、イタリアでの取り組みが注目されている背景には180号法の存在は大きいと思う。他方、日本には精神病院廃絶の流れはない。その原因にあるのは、私立病院の数が圧倒的に多いことか、差別と偏見があるからか、地域での受け入れ体制ができていないからか。日本がイタリアのような流れにならないのはなぜか、という疑問が常にある。」との意見がありました。

厚生労働省の会議等では、「地域移行を進めるべしという話は事業所等サイドから熱心にでるが、医療サイドから最後に『それは分かるが、病院がつぶれる』という話が出る。経営的な問題のハードルが高いのではないか」との意見がありました。

「病院内の事務局サイドは経営の点からしか考えないため、変わっていない。法律の存在は大きい。法律が大きな方向性を決めない限り変わらないのではないか。」との意見がありました。

「アメリカで30数回、精神病院への強制入院は違法だという裁判を起こし、負け続けたが、最後は勝訴した弁護士がいる。」「昨年度に、レンツオ（イタリア、トレントの医師）は、『イタリアにも差別・偏見はあるが、やはり法律の存在が大きい。』と言っていた。」との紹介がありました。

「厚生労働省には、入院のコストより、地域生活を進めることのコストの方がはるかに低いことを訴えている。」との意見がありました。

「私はリカバリーカレッジ（みんなが一緒にお互いについて学ぼう）という研究をしている。法律を変えるときに重要なのは、『国がこういう方針で行く』ということ強く打ち出すことだ。神奈川県で発生したやまゆり事件の時にも、結局、国からは強いメッセージは発せられなかった。アメリカやイギリスなど、まず国が大きな方針を出し、『差別はいけない』というメッセージを国民に示し、それから法律を変えると大きく動き出す。他方、日本ではそういうのはない。思想がない。哲学がない。だから法律が変わらないのではないか。」という意見がありました。

「日本版バザリア法のようなものがあるのではないか。医療・福祉・地域移行等を統合的に実施できるセンターがあるのではないか。」「ハンセン病の場合は、ほぼ感染しないことが明らかで、裁判を進めやすい事件だった。今回の場合はそう簡単ではない。」という意見がありました。

旭中央病院の方より、「国保旭中央病院では病床数を減らした。この背景について話したい。平成11年当時、療養型病棟を作るという流れだったので、その流れで新しい療養型病棟ができた。『療養型に入院』ということは、社会的入院が増えるということ。私たちはやり方・考え方を大きく変えた。24時間開放病棟にした。お風呂は夜に焚いて、地域での生活を意識したプログラムにした。家族に病棟での患者の様子を24時間収録して見せた。精神保健福祉士が入り、地域に出したいという話が出て、同じころに法律が変わり、地域移行に向けて皆で考えた。当時、長期在院の患者は200名おり、その中で退院が可能な患者は100名程度ではないかと予想された。『一生病院で過ごす』という確約を家族に対して行った上で入院を受け入れた経緯があることから、家族は退院に強く反対した。それに対して病院側は『退院したら病院側の関与は終わり』ではなく、『退院後の生活も一緒に協力させてほしい』と家族に訴えた。職員の負担は大きくなったが、職員一体で頑張った。法律がなければ動かなかったと思う。また、旭中央病院は総合病院で、精神科で赤字になっても他で黒字が出ていたので経営的に問題なかった。精神科単体では赤字は間違いなかったが、地域移行に取り組めた背景にはこの理由もある。」と紹介いただき、続けて、「入院患者が減り、病棟のスタッフが余るようになり、スタッフは地域に出ることにした。当時はグループホームがないから、お金を出しあって、二世帯の大きな中古建物を買った。夜も朝も行って、職員も泊まり、支援した。どんなに病院でプログラムを実施しても意味がない。住んでいる人の場所で、薬の管理の話をしないと意味がない。まずスタッフが諦めないこと。患者は『籠の中

の鳥』。退院したい、との思いも、長期入院でなくしてしまう人も多い。病院という籠の中で守られすぎて、患者が飛び立つタイミングがなくなってしまう。」とご意見等をいただきました。

「今年の全国縦断講演会では、『みんなで一緒にやろう』という考えの重要性を確認し、その学びに基づき各地域で各地域の特性を活かして『みんなで一緒にやろう』を実践している。これはこれで重要だが、それだけでいいのか、日本の精神保健を変えていくためには、もっと大きな取組み・動きがなければならぬのではないか、ということがこの1年で見えてきた。」との意見がありました。

「法律を作ったイタリアは大きく動き出した。バザーリア法等について、今一度勉強する必要があるのではないか。」「松島健先生、三脇康生先生が熱心に勉強している。おかやまUFEでは、平成29年1月に講演会を予定しているが、松島先生や三脇先生に講演をお願いできないか打診してみる。」との話がありました。



(東京会議の様子)

後述の「3. 講演会の開催」にあります。平成29年1月28日に仁愛大学教授の三脇康生先生を岡山の「よるカフェうてんて」に講師として招いて講演会を開催しました。講演会の後、参加者みなで会議をしました。

日本版バザーリア法はなぜできないのか。

「民間の精神病院が多い。『増やせ』と言わせて増やしたのに今度は『減らせ』。差別偏見も強くある。非常に強固な医療モデルがある。『精神障害は脳の病気』というイメージが強く、『社会との関係や人間との関係によって大きく変化する』という認識が低い。『地域に出していく試み、支える人との関係、人と人との関係が人間の基盤にかかわる』という認識がない。しかし、強固な医療モデルが根強い。」との意見がありました。

「精神病院を残しておくべきか、なくすべきか。残せば肥大化する。『自傷他害恐れ』認定も膨らんでいってしまう。必要最小限度の救急、といっても残る。なくしてしまうしかないだろう。そうすると、困ることもあるだろうが、そこは、精神科病院ではないという構造の中でやっていくしかない。日本弁護士連合会の到達は稚拙。刑事法制委員会、シフトが高齢者障害者の委員会に動いている。2005年までは、刑事法制委員会だった。『精神保健法が必要である。』という前提に立っている。犯罪被害者からのゆりもどしは強い。相模原の事件を受けても、措置入院についても、日弁連の意見は、『既存の状態維持』という立場。日弁連は『措置入院必要』という。一般の人に保安処分が広がらないための防波堤、との認識で、危険な人に対する一般処分が必要になる。日本版バザーリア法というのは日弁連的には論が。2002年に医療観察法制定前にトリエステに見学に行ったが、考え方は変わらなかった。」とのご紹介がありました。

「病院で良くなったら、アルコール依存症になって病院に戻ってくる人が多い。」

「入り口を広くして、入院期間を短く、というのは厚生労働省の考える流れで、回転ドア状態になっている。バザーリア法のすごいところは、新規入院を一切認めない。退路を断つ。入院に頼れない。というところ。」

「日本では、デュープロセスすら機能していない。日弁連は何もしない。国際連合の人権委員会から言われていても。」

「『自傷他害の恐れ』という法律なので、かなり訴訟に踏み切るのが難しい。」

適切な事例が入りにくい。その後の動きを考えて、敗訴判決を見越した活動をするか。」

「特区とか、岡山県内の条例で、措置入院のデュープロセスをもっと厳しくするとか。LRA（より制限的でない他の選びうる手段）とか。それで強制入院が減るとは思う。」

「措置入院とどう戦うか、というのはなかなか難しい。」

「イタリアのバザーリアは、国レベルの法律を作った。T市ですとするとするなら、条例？旭中央病院の場合は自力でやった。イタリアがいいとかフランスがいいとかの話になっていないのがいいと思う。」

「受け皿ができれば選択肢が広がるから、変わってくるのでは。一定程度、自由な予算を持ってくる必要がある。生活困窮者自立支援制度のように、ある程度、地域に自由度のある予算配分があれば・・・」

「フランスではドイツに占領された。その中でうまくやっていたことが賞賛された。」

「『どこかの制度を取り入れる』という考え方は頭が固い。」とのご意見がありました。

3月18日、19日に広島大学大学院准教授の松島健先生を岡山に招いて講演会を、その後、勉強会と意見交換会を行う予定です。



(岡山1月会議の様子)

3. 講演会の開催

平成29年1月28日に仁愛大学教授の三脇康生先生を岡山の「よるカフェうてんて」に講師として招いて講演会を開催しました。

三脇先生からは「フランスのレールの取組みと、バザールのかかわり」についてお話しいただきました。



(講演会の様子)

なお、3月18日に広島大学大学院准教授の松島健先生を岡山にお招きして、講演会を行う予定です。

4. シェルターの運営

精神障がい等がある人がクライシスになってしまった場合に、その家族、特に高齢の両親等が避難するケースがあります。その避難先は24時間営業のファミレスの場合があれば、ホテルの場合もあります。

ファミレスに避難した場合は、長時間そこで過ごすというのは、高齢の両親等にとって大変な負担になってしまっています。また、ホテルに避難した場合、年金生活で1泊1万円という負担はできず、警察のお世話になってしまうケースも見られました。

そこで、当法人では、精神障がい等がある人がクライシスになってしまった場合に、その家族が負担少なく避難できるようにマンションの1室を借り上げて、シェルターを整備しました。

当初の予定では、高齢の両親の避難を想定していたのですが、中高年の親がクライシスになってしまい、その子が避難するというケース2例になりました。

シェルターに避難したのは2名とも20代の女性でしたが、実家に帰ることができず、また、シェルター後の次の入居先がなかなか決まらず、長期（2～3か月程度）滞在になりました。

5. 理事長 水谷賢より

NPO法人おかやまUFEの挑戦

NPO法人おかやまUFEは平成27年1月に設立され2年が経過しました。同年8月にはイタリア・トレントから、イタリアUFEのレンツォ精神科医師、精神障害者のご家族、当事者など5名をお招きして、福島、岡山、国分寺、市川（千葉）、東京で全国縦断連続講演会を開催し、イタリアUFEの活動を紹介してきました。平成28年11月には、東京で、「イタリアからの風を帆に受けてこれかを考える」と題し、全国の連携者との会議を開催しました。そして、本年1月には、東京で連続講演会の報告会を開催し、岡山でイタリアバザーリア法の勉強会を開催しました。そして、本年3月には全国各地から当事者、家族、精神科医などの専門職をお招きしてイタリアバザーリア法の勉強会を開催しました。この2年間、駆け足で活動して参りました。いま、全国各地の連携者と一緒に、「^{ファーレアッシエーメ}fareassieme（いっしょにやろう・みんなでやろう）」という土壌ができています。

こうして、私たちは、イタリアUFEの活動を学び、岡山では、「よるカフェうてんて」をオープンしました。当事者の方がカフェのマスターになって、理事と一緒に、「溜まり場」活動をはじめました。岡山での「ファーレアッシエーメ」が始まったのです。土日祝日の医療機関が休みの時のたまり場づくりです。

この2年間の活動でいくつかの課題がみえてきました。

一つは、各地で「ファーレアッシエーメ」（みんなで一緒にやろう！）という運動づくりの重要性と困難さです。当事者も家族も専門職も、みんなで力を合わせて一緒にやろうという取組みは、既に、各地では、同じような取組みがなされていますが、まだまだ十分とはいえません。今後、全国各地に「ファーレアッシエーメ」を広げる課題です。困難ですが、重要な課題です。もう一つは、日本ではバザーリア法ができないのはなぜなのか。イタリアではなぜできたのか。日本でもバザーリア法をつくることはできないのかという課題です。「イタリアバザーリア法」の精神病院を解体するという大きな挑戦に少しでも近づくことができたらと思います。

全国各地の当事者、家族、医師、弁護士や専門職が一堂に会してこれらの課題をともに考えることができました。私たちは、この度の「バザーリア法勉強会」を節目として、また、新しい一歩を踏み出そうとしています。「ファーレアッシエーメ」の声が全国津々浦々に届くよう頑張っていきたいと思います。

平成29年3月発行 特定非営利活動法人おかやまUFE

〒700-0921

岡山市北区東古松 4-4-22 サクラソウ 501

info@utenti.click

<http://utenti.click/>

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業